

小企業無災害記録表彰規程運用方針

令和6年2月16日制定

1 規程第2条について

- (1) 適用に当たっては、無災害記録の起算日及び同記録の樹立日における労働者数が50人未満であること。
- (2) 労働者数は、労働者災害補償保険の適用となる労働者数であること。
- (3) 令和4年3月25日付け改正規程の施行により、新たに規程第2条に該当することとなった事業場が改正規程の施行前に規程第3条の無災害記録を樹立しているときは、その最も長期間の無災害記録表彰の申請を行うことができること。

2 規程第3条について

- (1) 無災害記録期間の起算日は、当該事業場において業務上死傷災害（休業1日以上）が発生した日の翌日であること。
- (2) 無災害記録の樹立日は、各無災害記録期間到達日であること。

例 休業災害発生日	令和3年2月1日
無災害記録起算日	令和3年2月2日
第1種無災害記録樹立日	令和6年2月1日
- (3) 無災害記録期間とは、無災害記録起算日から休業1日以上業務上死傷災害が発生していない期間をいうこと。したがって休業を伴わない災害、通勤災害は上記死傷災害に含まれないこと。

3 規程第4条について

- (1) 無災害記録表彰の申請は、第1種から段階的に行うことが原則であるが、無災害記録樹立後表彰申請を行わず、さらにより長期間の無災害記録を樹立したときには、当該無災害記録から表彰を行うことになること。

例えば、第1種(3年間)、第2種(5年間)の無災害記録表彰の申請を行わずに、第3種(7年間)の無災害記録を樹立したときは、第3種無災害記録のみ無災害記録表彰の対象となるので留意すること。
- (2) 無災害記録樹立後申請までの間に休業災害が発生した場合には、表彰を行うことは好ましいものではないことから、無災害記録樹立後はできるだけ速やかに申請を行うよう周知されたい。
- (3) 無災害記録期間に関する労働基準監督署の確認については、できる限り書面で行うことが望ましいが、口頭による確認でも差し支えない。この場合その旨を下記(4)の進達書に付記すること。

なお、労働基準監督署の確認が得られない場合には、同じくその旨を進達書に付記すること。

(4) 支部長は、表彰の進達に当たっては、申請のあった事業場の小企業無災害記録表彰申請書(以下「表彰申請書」という。)を取りまとめ、別紙様式を進達書により毎月15日までに本部総務課あて提出すること。

(5) 本部では表彰申請書の内容を点検し、表彰審査委員会に諮った上で、翌月1日付けで表彰を行うこととしていること。

なお、表彰決定後、表彰状の筆耕を依頼するので、表彰状及び副賞の送付は当月10日までを目途に発送することとしていること。

(6) 表彰申請書の記載に当たっては、次に留意すること。

ア 事業場名

表彰状に記載するため、対象事業場名を正確かつ明瞭に記入すること。

イ 無災害記録起算日

上記2(1)に該当する日を記入すること。

ウ 無災害記録樹立日

申請に係る無災害記録樹立日を上記2(2)により記入すること。

エ 記録起算日時点の労働者数・記録樹立日時点の労働者数

無災害記録起算日及び同樹立日現在の労働者数を上記1(2)により記入すること。

オ 表彰記録

「過去の無災害記録樹立日」欄には、表彰の有無にかかわらず、各種記録樹立日を記入すること。

「過去の受賞年月日」欄には、申請時までには受賞した無災害記録表彰の受賞日を記入すること。

カ 労働者数

各種無災害記録の樹立日現在の労働者数を上記1(2)により記入すること。なお、過去受賞歴がある場合には、当該表彰申請時の「無災害記録樹立日現在の労働者数」を転記することで足りること。

4 規程第5条について

(1) 表彰状は、第1種から第5種に授与すること。

(2) 副賞は、第4種及び第5種に授与すること。